

有限会社ギブアンドギブ
取締役 長田 啓仁 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 5 番 1 号博多大博通ビルディング 8 階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平
TEL 092-517-4289 / FAX 092-215-1202

45Minutes のチラシ及びホームページ広告に関する申入れ (再)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につき、次のとおり再度の申入れをいたします。2016 年 11 月 21 日までに、上記当機構事務局へ書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

1 申入れの趣旨

- (1) 45Minutes のチラシ及びホームページ広告につき、2016 年 5 月 24 日付申入れ (以下、「本件申入れ」といいます) にて、当機構が指摘した全ての部分について景品表示法等に抵触しない内容へ速やかに変更するよう再度申入れます。また、45Minutes 全店舗で実際に配布されている変更後のチラシを 11 月 21 日までにご提供ください。
- (2) 2016 年 9 月 5 日に貴社が、当機構の申入れを受けて変更したものとして送付されたチラシ広告 (以下、「貴社送付チラシ」といいます) が一部の店舗でしか配布されていない理由及び貴社が変更を約束したにも関わらず、従前と同様の表示がされたチラシ広告を 10 月に至ってもなお配布している理由についてご回答願います。

2 申入れの理由

(1) 経緯

本件申入れに対し、貴社は 2016 年 7 月 14 日付『「チラシ及びホームページ広告に関するお問い合わせ」についての対応』と題された書面において、本年 8 月末日までに 45Minutes のチラシ及びホームページ広告につき、当機構が本件申入れで指摘した全ての部分について景品表示法等に抵触しない内容へ変更する予定と回答されました。

また同年 9 月 5 日に当機構は、貴社より、変更後の貴社送付チラシを受領しました。

(2) チラシ広告の実情

しかし、2016 年 10 月時点でも下記の 3 店舗で、当機構が景品表示法等に照らし不相当と思われる旨指摘した表示を記載したままのチラシ広告が引き続き行われていることが確認されました。また、10 月時点で下記 2 及び 3 の店舗では、貴社送付チラシは配布されていませんでした。参考までに 10 月に当機構で入手したチラシ広告を同封いたします。

なぜ貴社が変更を約束したにもかかわらず、従前と同様の表示がされたチラシ広告が10月
に至っても配布されているのか、貴社送付チラシが一部の店舗でしか配布されていない理由
についてご回答願います。

(3) ホームページ広告

貴社 45Minutes のホームページ広告が変更されたことを受け、当機構では、現在内容を精
査しております。一部表示について、未だ消費者に誤解を招くおそれのあるものが認められ
ますので、後日、改めてご連絡を差し上げる予定です。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれ
に対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェ
ブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

敬具

記

- 1 イオンモール筑紫野店, 2 イオン鹿児島鴨池店, 3 マルヤガーデンズ店

以上